

< 本号の内容 >

授業料減免制度の実現に大きな一歩！

環境創造学部における犯罪行為に思う ― 事件の徹底的検証のために (3) ―

春闘方針について 2011 年春闘要求 ― 基本方針と獲得目標 ―

学事日程等の取り扱いに関する文部科学省による通達について

計画停電によるアルバイト職員の賃金カットについて

授業料減免制度の実現に大きな一歩！

「授業料減免制度」の制定について、組合は昨年度から重要案件として取り組んできました。2010 年度の春闘団体交渉において、一時金の 0.1 か月分を経済的に困窮している学生の支援に充てることで学園側と合意し、その趣旨に基づいて昨年の暮れから今年の正月明けにかけて検討が進められ、「大東文化大学学生特別生活支援金」制度が設けられることになりました。こうして、経済的には年間所得 400 万円以下という条件にある学生 100 名に 20 万円を支給するとして、2011 年 1 月 21 日から 2 月 9 日までの短期間ではありましたが募集が行われました。その結果、76 名の学生に支給が決まりましたが、うち 7 名は学費未納による除籍処分の対象者であったといえます。

本学では数年前から経済的な理由で退学ないし学費未納による除籍処分を受ける学生が毎年約 100 名に及んでいました。2009 年度は 104 名、2010 年度も 91 名にのぼりました。組合が授業料減免制度の制定を昨年度の春闘要求に掲げたのは、こうした状況を踏まえてのことです。

2010 年度の春闘団交での妥結（一時金の 0.1 か月分を学生救済のために充てる）以降、今年に入っようやく、授業料減免制度について検討する「大東文化大学授業料減免制度検討委員会」が学長の下に作られ、3 月中旬から 5 回にわたる検討を経て、「大東文化大学授業料減免規程（案）」及び「大東文化大学授業料減免規程施行細則（案）」がまとめられ、また「大東文化大学給付金等認定委員会規程（案）」については一部修正して学長に答申されました。そして、4 月 15 日の学部長会議においてこの答申が紹介されましたが、正式には学生委員会に諮り、各学部教授会および研究科委員会で検討したうえで、大学評議会、理事会の議を経て制度化される運びとなっています。ここでは組合からの委員として、この答申の紹介をします。

今回の制度の特徴は、授業料減免と各種奨学金を同時に受け取ることができる仕組みになっている点です。これは、高等教育にどんな人でもアクセスできるようにするために、授業料を低く抑えること（ないしは無償にすること）、さらに勉学に集中して取り組むことができるよう、アルバイトをしなくても良いように奨学金も受けられるようにした点にあります。国公立大学では以前からこの 2 本立ての制度が設けられていましたが、ようやく私立大学でもいくつか見受けられるようになってきたところです。是非、各学部教授会で検討して頂き、より良い制度にすることができればと思います。

ところで、全国大学生協連による調査で、2010 年度は親から子どもへの仕送り額が約 3000 円減少し、71310 円となったことが明らかになりました。この額は 1982 年の 69,380 円、1983 年の 72,200 円並みの額だといえます。また、仕送りが 5 万円未満の学生が、初めて 25%を超え、4 人に 1 人となったといえます。さらに、2000 年度には仕送り「10 万円以上」が 60%を超えていたが、この 10 年間でほぼ半減し、31.7%へと激減しているといえます（全国大学生協連「第 46 回学生生活実態調査の概要報告」から 2011 年 2 月 14 日）。経済的な格差は一段と進んでいるようです。

文部科学省ではこうした状況に対応するために、授業料減免に対する助成額を増額しています。私立学校に対する特別補助として、2011 年度は前年度より 18 億円増の総額 58 億円が授業料減免のために概

算要求がされました（国立大学は 58 億円増額の総計 254 億円が概算要求されています）。このことを受けて、日本私学振興・共済事業団では「経済的に修学困難な学生（留学生は除く）に対する授業料減免事業のうち、「入学料および授業料減免等を含む給付事業」への補助について、新たに家計基準を導入し、給与所得者 841 万円以下、給与所得者以外 355 万円以下~~+~~という基準を設けました。こうして、授業料減免等を含む給付事業及び金融機関の教育ローンの利子負担事業にかかる所要経費の 2 分の 1 以内の額を補助することが謳われるようになっていきます（平成 22 年度私立大学等経常費補助金 最終交付状況と配分方法の主な変更点「月報私学」Vol.160 2011 年 4 月）。私学の授業料減免に関するこうした制度的な裏付けも整備されてきており、この制度を活用することで、経済的に修学が困難な学生の高等教育へのアクセスを一層容易にできます。本学においても授業料減免制度を定着させ、経済的に困窮している家庭からくる学生であっても、安心してよく学べる大学だと言う評価を定着させたいものです。

(H. N)

環境創造学部における犯罪行為に思う — 事件の徹底的検証のために (3) —

＜私学助成金 4 億円削減と事件の徹底的検証＞

先日 (3 月 29 日) に行われた団体交渉の場で学園は、環境創造学部における領収書偽造・改竄事件に関連して、私学助成が平成 22 年度は 50%、すなわち 3 億 9,560 万円の減額となること、また改善の取り組みが文科省によって是とされた場合、平成 23 年度の減額は 25%となる見通しであることを明らかにした (『桐』2011 年 4 月 6 日第 1037 号参照)。4 億円近い助成金カットという重いペナルティーを受けたことに対し、長年に及び犯罪行為を許してきた当該学部の多数教員による無責任な学部運営 (当該学部教授会の体質となっていたとさえ言えよう) がまずもって指弾されなければならないことは言うまでもないが、さらに、文科省が助成金減額に際して学園に示した具体的理由の一つとして、犯罪解明に向けた学園・大学全体の取り組みが十分でなく、解明に多大な月日を要したことが挙げられていた事実も私たちは深刻に受け止めなければならない。

環境創造学部における学科予算と新入生オリエンテーション合宿費に係る領収書偽造事件は、学園に調査委員会が設置されてから真相解明に至るまで 1 年半もの期間を要した。私学助成の減額措置に関する文科省の対応を考えると、学園によるその間の真相解明の取り組みを真摯に検証することがこれからの減額緩和を得るためにも不可欠となる。学園はその作業を基本的に終え、文科省に近々報告書を提出すると聞く。組合としてはいずれこの報告書の開示を求める方針であるが、その前に、学園が真剣かつ誠意を持った検証を行ったかどうかを判定する試金石としていくつかの論点を指摘しておきたい。

すでに私たちは前々号『桐』(2011 年 3 月 4 日第 1036 号) で、学園が行った調査について検証すべき問題点を指摘した。今回はその続編として、学園が 2009 年 12 月に文科省に提出した調査結果報告書に即して意見を述べたい。この報告書はこれまで一般の教職員には公表されず、今回初めて組合に開示された文書である (ただし、文科省への公的な性格の報告書であるにもかかわらず、何故か持ち出しとコピーは許されなかったことを付け加えておきたい)。私たちがこの報告書を重大視するのは、調査に取り組む学園のいわば対内的な姿勢のみならず、文科省への報告という対外的な説明責任の果たし方をも示す最も重要な資料であるからに他ならない。

前述のように、助成金削減の理由の一つは学園・大学による調査のあり方に関わっていた。2009 年 12 月の報告書が、調査に取り組む学園・大学の姿勢が不十分であるとの認識を文科省に与えた可能性は極めて大きい。この意味でも報告書の徹底的検証が行われなければならない。

＜2009 年 12 月の文科省宛「調査結果報告」の疑問点と問題点＞

この報告書は「大東文化大学環境創造学部の出版物費の支出等に係る調査結果について (報告)」という標題の下に、理事長名により 2009 年 12 月 2 日付けで文部科学省高等教育局私学部参事官宛に提出された。この文書を閲覧し、私たちが最初に感じた疑問点は日付についてである。2009 年 12 月 11 日の組合に対する説明会では、学園側は 12 月 16 日の理事会で承認を得た後、文科省に報告する予定であると言明し、組合に対して説明内容の公表を当該理事会の後にするよう求めていた (『桐』2009 年 12 月 18 日

第 1016 号)。この日付の齟齬は一体何なのか。組合側の「聞き間違い」とでも言うのだろうか(双方で録音テープを確認しても良い)。学園は何故組合に虚偽の説明をしたのか。私たちはこうした不誠実な態度を許すことはできないが、まずは説明を行った当時の学長・学務局長・事務局長に釈明を求めたい。また、理事長は何故かくも重要な報告を理事会の承認なしに文科省に提出したのか。内容面で事前の承認を得ることが困難であると考え、既成事実化(事後承認)を図ったのか。16 日の理事会では、報告書提出前に理事会として審議と承認の手続きがなされなかったことについてどのような判断をしたのか。すでに報告書の骨子については審議・承認済みで、文科省への報告を 2 週間早めることの重要性に鑑み、事後承認を是としたのか。理事長はじめ理事会の見解を明らかにするよう求めたい。

報告書は、重要な調査項目について読み手を誤解に導くという点で「悪質」とも評すべき書き方と内容を含んでいる。その第一は、教員(刑事告訴・懲戒解雇がなされた前学部長、以下 S 元教員と記す)から「仲介業者」への支払いについてである。報告は「当該教員から仲介業者への支払いに関しては、ジャパネット銀行口座から取引明細を取り寄せ精査した結果、当該取引は、毎回の領収書金額、日時のいずれも整合していることが確認された(下線はいずれも組合による追加。以下の引用についても同様)」と明記した(報告書 1-2 頁)。下線部の書き方は、「取り寄せ」に関わる主体および方法と口座の名義を明示しないことによって、実際は S 元教員本人が自分の銀行口座についての取引明細を「作成」して調査委員会に提示したのであるにもかかわらず、あたかも調査委員会が独自に取引を調査し確認したかのような「理解」を読み手に印象づける。

第二は、偽造領収書に関わる物品の納入についてである。報告書は「納品書・領収書に記載された発注品目の現物は以下の 3 点を除き存在し、十分に活用されており、この件による学園の財産上の損害並びに教育研究上の支障もないことを確認した」と述べる(2 頁)。調査委員会による現物確認が如何に杜撰であったかはもはや言を要しないが、下線部のような断言を見ると、逆に、調査委員会が実際に現物確認の調査を行ったのかさえをも疑わせる。調査委員会はどのような根拠や証言に基づいて「十分に活用されて」いることを確認したのか。調査しないまま、「十分に活用されて」と報告したとすれば、もはや何をか言わんや、である。調査の進め方と報告書作成の姿勢に関わる問題だけに、決して曖昧なまま放置することはできない。

第三は上記の文中で現物確認から除外された 3 点の DVD についてである。報告書はこれについて「代金払い込み済みの教育用 DVD ソフト……が未検収となっており、現在確認中である」と記述する(2 頁)。2009 年 12 月に学園が組合に対して行った説明によれば、このソフトは納品書記載の「発行元」に照会したところ「発行元」が関知しない架空のものであったという。調査報告書はすでに判明していたこの事実を何故明記せず、あえて「未検収」なる語を用いたのか。また、「確認中」とは何を、また誰に対して「確認」しようとしていたのか(誰に対する「確認」かについては後述)。私たちが素朴に考えて思いつく理由はただ一つである。それは、納入されたはずの物品の中に架空のものがあったことを明記すると、上に引用した結論「学園の財産上の損害……もないことを確認した」が成り立たなくなるため、一般的な形で「未検収」と「確認中」と記すことにより、将来の納入が可能であるとの印象を読み手に持たせようと考えたからであろう。もちろんこれは私たちの邪推かもしれない。しかし百歩譲って理事長ないし報告書作成者にそのような意図はなかったにしても、下線部の文言が読み手をミスリードする効果を持つ以上、あえてこうした文言による報告を文科省に行った理事長と報告書作成者はその責任を免れることはできない。

以上は報告書での記述をめぐる疑問点ないし問題点であるが、同時に、重大な意味を有するにもかかわらず報告書では述べられなかった事柄についても指摘せねばならない。このたび私たちが閲覧した報告書では、仲介業者(名前を明記)が領収書を偽造したことを「確認した」、あるいは仲介業者が領収書を偽造したことが「判明した」と明記されている。しかしその一方で、報告書は当該業者が所在不明の

ため、業者本人と連絡が取れない状況にあることについては一言も触れていない。「調査等に関する経緯」の項目においても、他の点では詳細な経過説明がなされている一方、業者本人との接触を図ろうとした試みなどに関する記述はない。報告書は何故、業者の所在に関わる事柄について完全な沈黙を決め込んだのか。業者が所在不明であることを認めた場合、上記の「未検収」の DVD ソフトについて「確認中」と言うことができなくなると考えたからなのか。通常感覚では、もしも納入業者が所在不明であれば、納品や返金の見通しなどについて「確認中」とは到底言えないだろう。実害がなかったとの虚構の結論を維持するためには、納品業者が所在不明であるという事実は確かに不都合である。理事長ないし報告書作成者は、こうした疑惑に答えるためにも、業者の所在について言及しなかった理由を明らかにすべきである。

領収書を偽造した業者が所在不明であると報告書に明記した場合、恐らく文科省はそれについての見解と対応策を学園に問い返すであろう。教育機関を舞台にした有印私文書偽造・同行使事件の容疑者が所在不明のままでは、事件を一件落着とすることはできないからである。もしも 2009 年 12 月の文科省宛報告書が「中間報告」という性格を貫くとすれば、報告書は業者が所在不明であることを明記した上で、今後の方策を併せて記述するのが当然であろう。しかし、報告書にはこうした事柄がまったく示されていない。学園はこの報告書提出によって、事件の幕引きを図ったと疑われてもやむを得ないだろう。

<事件の徹底的検証と学園執行部、学園調査委員会の説明責任>

今回、私たちは学園の調査委員会が当時の事務局長、学務局長、副学長、経済学部長および元環境創造学部長（2008 年度までの学部長）から構成されていたことを公式に確認した。まだ私たちは調査委員会の調査結果報告を見ていないが、文科省宛報告書はそれを基に作成されたと推測して良いであろう。文言や書き方を含めこれまで文科省宛報告書について指摘した問題点が、調査委員会報告についても同様に当てはまるとすれば、読み手を誤解に導く報告を行った調査委員会の責任は極めて重大である。すでに私たちは前々号の『桐』で、上記の元環境創造学部長が調査委員に選定され、しかも本人が学部長の時に領収書偽造が行われていたことが事実として確認された後もなお委員として留まっていたことについて疑念を呈した。この元学部長が調査委員会においてどのような役割を果たしたのか、納品の現物確認とその活用状況についての調査にどのように関わったのか、改めて検証すべきである。もちろんこのように言うことは、他の委員の責任を軽減するものではない。調査に取り組む調査委員会全体と個々の委員の姿勢が改めて厳しく問われなければならない。

文科省宛報告書はこれまで見たように、重要な点で読み手を誤解に導く書き方と内容を含んでおり、調査に取り組む姿勢の誠実性を疑わせる性格の文書である。私学助成 4 億円の削減という厳しい措置は、理事による犯罪という事件の深刻性に加え、こうした理事長、当時の学長、両常務理事及び学園調査委員会の杜撰な対応と真摯な取組みの欠如に起因したものと考えざるを得ない。私たちはこのたび学園が行っている検証作業において、上記の疑問点と問題点が十分に検討され解明されるものと期待する。近々提出されるという文科省に対する報告書においては、少なくとも 2009 年 12 月の報告書に記載された内容に関する理事長、当時の学長、両常務理事および学園調査委員会委員からの真摯な説明と反省の念に加え、さらにはそれぞれの責任が明確に述べられなければならない。また、たとえ今回文科省に対し、学園として改めての十分な検証・反省と責任の明確化がなされたにせよ、平成 23 年度も 25% の助成金の削減が行われることが想定されている。私たちは理事長および学園旧執行部と環境創造学部教授会に対し、合計 6 億円の助成金カットという厳しい措置に対する猛省を促し、その責任を自ら進んで明らかにするよう強く求める。

(K・U, R・M, H・N)

春闘方針について

2011 年春闘要求－基本方針と獲得目標－

4 月 18 日に大東文化大学教職員組合連合の代議員総会が開催され、春闘基本方針案と春闘要求書が承認されました。そこで、今年度の春闘方針案について簡単に紹介したいと思います。

基本的には昨年度の春闘路線を引き継ぐものになっています。まず、第一の目標を経済的に困窮した学生の救済に置きました。本学では以前から教育研究経費が他大学よりも低く抑えられており、他私大と並に引き上げられることが求められています。本学における帰属収入に占める教育研究費比率は 2008 年 27.7%、2009 年 30.12% となっています。私大平均では 2005 年 31.3%、2006 年 31.9%、2007 年 32.8%、2008 年 33.6%、2009 年 33.2%（平成 22 年版「今日の私学財政」教育研究費比率より）と本学よりも高くなっています。この 3% 近い差を埋めるのは本学の課題の一つです。

学費未納による除籍者の増加（2009 年度 104 名、2010 年度 91 名（未納退学+除籍者））に現れたとおり、この間の不況等による保護者世帯と学生の経済的困難の深刻化にははなはだしいものがあります。この状況に鑑みて今春闘では以下の要求を掲げることにしました。

I. 経済的に困窮する学生への支援を！

(1) 「授業料減免制度の定着」をめざして……授業料減免制度の定着化に向けて

経済的困窮者（証明・審査必要）を対象に 160 名程度（奨学金制度と併用可能に）

- ・ 35 名に授業料全額免除：2450 万円（35×70 万円）、昨年度の要求は（80 万円×15＝1200 万円）
- ・ 70 名に授業料半額免除：2450 万円（70×35 万円）、昨年度の要求は（40 万円×30＝1200 万円）
- ・ 授業料「猶予」は別規定：昨年度の要求は 55 名に授業料 3 分の 1 免除（14 万円×55＝770 万円）

(2) 現行奨学金制度の拡充（大学院生、学生と外国人留学生を拡充）

- ・ 特別修学支援奨学金（学生 15 名、院生 5 名、各 30 万円）を 40 名、各 40 万円に
- ・ 一般奨学金（1 年次 30 万円、2～4 年次 20 万円、留学生 22 万円）を 一律 30 万円に
- ＊留学生枠を 5% 程度の 14 名に増やす：金額で 120 万円の増加

財政的見通しとしては役職者手当の削減（組合試算で前年度総額 1 億 7400 万円余）などを原資として考えています。少なくとも期末・勤勉手当に関しては、「職務に対応する加算額」のカットは今年度の課題でもあります（昨年度、組合と学園側で合意し、確認したものです）。

第二の目標としては、これも昨年度に引き続き、専任と非専任間の格差是正を掲げる事にしました。同一労働、同一賃金という原則に少しでも近づくことができるようにと考えました。この課題に関しては社会的にも大きな運動が必要とされているように思われます。

II. 非専任教職員給与の増額！

- (1) 非常勤講師給を現行からすべて 1 号俸ずつ上げること。但し、7 号俸は 1000 円上げること。
- (2) 非専任職員時間給、現在 850 円を 900 円へ（一昨年度は 10 円アップを要求）

第三の目標は役職手当制度の改革推進です。組合として長い間掲げてきた目標の一つでもあります。

他大学に比べて高い役職手当や期末・勤勉手当などへの跳ね返りは決して小さくありません。他方で時間外労働についても検討する必要があります。当面は、昨年春闘において協定書への付記という形で検討継続が合意されたことに基づき、期末・勤勉手当への職務に対応する加算額を段階的に減らし、3～4 年後には全廃すること、さらに役職制度の整理、合理化を要求します。

Ⅲ．役職者手当制度の改革

- ・一時金算定基礎への加算を行わない（昨年度実施の定着化）
 - ・期末・勤勉手当加算分一律 35%削減を実現する
 - ・役職の整理、合理化
-

第四の目標は、3.11 で経験した災害に対する備えの充実や、細かな私たちの身の回りの諸要求の実現です。防災体制の整備と充実は目下喫緊の課題です。その他に、専任教員担当授業数のコマ数削減、センター入試手当、非専任職員の特別休暇制度を専任と同じように取得できるようになることを目指したいと考えています。

Ⅳ．個別的で重要な課題

(1) 防災対策（危機管理体制）の整備・充実を

- ・ハザードマップと避難マニュアルの作成とそれに従った避難方法などの確定と避難訓練の実施。
- ・防災体制の確立（緊急地震速報受信設備の設置と構内緊急放送設備の整備。防災班と救急班などの整備と備蓄物資・設備（非常用電源、防災無線、衛星電話など）を整備すること。

(2) 専任教員の学部担当コマに関して

- ・大学側の対応を要求：コマ数削減（5 コマ）に向けてカリキュラムのスリム化を推進
- ・超コマ手当の引き上げ（10000 円に）

(3) センター入試に関して

- ・監督手当 1 日 1 万円支給
- ・宿泊補助・・・研修棟以外に宿泊した教職員に一律 1500 円支給

(4) 非専任職員の特別休暇制度改善

- ・配偶者と一親等の死亡に関わる忌引休暇を専任職員と同じ 7 日に（前年度からの継続要求）

(5) 組合プロパー

- ・改正された諸規則の印刷物を組合に提供すること
 - ・新規採用の教職員の氏名と住所を、住所録提供とは別に、組合に提供すること
-

なお、詳しくは同封の春闘要求書をご覧ください。また、一般入試の作題者手当要求については春闘要求申し入れ後、なるべく早い時期に行うことを連合代議員総会で確認しました。

学事日程等の取り扱いに関する文部科学省による通達について

文部科学省高等教育局大学振興課から各大学長にあてて出された通達「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う平成 23 年度学事日程等の取扱いについて」で、「10 週又は 15 週の期間について弾力的に取り扱って差し支えないこととすること。」という内容が示されました。「桐」1037 号(2011 年 4 月 6 日発行)では、この文科省の通達について「10 週から 15 週の間で柔軟に対応しても良い」という記述をしましたが、正確には、この部分は「大学設置基準第 21 条で定める学修時間を確保するための方策を大学が講じていることを前提に」柔軟な対応を取っても良いとしているものです。従って、年間で 30 週の学修時数を確保することを前提としつつ、補講やインターネットなどを利用した学習、集中講義などによる代替措置により柔軟な対応をしても良いと言う意味でしたので、不正確な表現であったことをお詫びして訂正します。

なお、今年度の学年暦によると 8 月 6 日まで授業があり、その後 8 月 8 日から 16 日まで定期試験の実施となります。この時期は例年猛暑が続く時期で、今夏は、停電によって冷房等が使用できない環境の中で、授業や試験が実施されることになる可能性があり、諸々の問題が危惧されます。他大学では、前期終了日は変更前と同じにしているところもかなり見受けられます。東洋大学では、8~9 月を全面休校、例年より夏休み期間を前後一週間ずつ延長し、こうした取り組みが「大学、節電へ知恵絞る」として報道されました。(日本経済新聞 4 月 21 日夕刊)。大東文化大学の場合は、単に学期開始の遅れの分を夏期休暇にずれ込ませただけであり、ほとんど無策に等しい対処といわざるを得ません。計画停電による交通機関への影響や施設設備などの状況など、様々な混乱も予想されます。大学の英知を結集し、どうすれば「柔軟に対応」できるのか、学年暦の再度の見直しをも視野に入れて協議を重ねて行かなければなりません。

計画停電によるアルバイト職員の賃金カットについて

平成 23 年 3 月 15 日に厚労省労基局監督課長から都道府県労働局労働基準部監督課長当てに出された通達は、計画停電の実施が労働基準法 26 条の運用に関するものとしています。それによると、計画停電を理由とする休業は、「原則として法第 26 条の使用者の攻めに帰すべき事由による休業には該当しないこと。」として、休業手当を支払わなくても良いものとしています。しかし、今回、通達の 2 項で「計画停電の時間帯以外の時間帯の休業は、原則として法第 26 条の使用者の責に帰すべき事由による休業に該当すること。」として休業手当を支払う義務があることを明らかにしています。

この通達によれば、今回の東京電力による計画停電の実施により、休業扱いとなったアルバイト職員について、計画停電の時間帯は休業扱いできるが、停電時間帯以外は休業手当を支払わなければならないこととなります。この点について、4 月 19 日に総務部長及び人事課長に確認したところ、通達の趣旨に沿って対応するという回答がありました。アルバイト職員で、計画停電実施日に「休業扱い」とされた方々には停電時間帯以外の時間について、「平均賃金の 60% 以上の手当を支払わなければならない」としている労基法 26 条に基づいて休業手当が支払われることとなります。5 月の給与に計画停電の時間帯以外の時間の休業手当が付け加わることとなりますので、是非、確認をお願いいたします。